改正概要説明書

国名:エストニア 法令名:実用新案法

改正情報: 2015年1月1日施行

改正概要:

1. 特許法に関する規定及びそれに伴う手続きに係る担当大臣が「経済通信大臣」から「法務大臣」に変更になった。

- 2. 実用新案の対象が、「発明」から「考案」に改正された。
- 3. 登録出願日の確定,登録出願の処理,登録出願処理停止及び再開,登録出願の訂正及び補正等,登録出願の処理に関する規定が,より詳細に,かつ明確になるように改正された(第20条,21条,22条,23条)。
- 4. 技術水準の調査に関する規定が新たに設けられた(第21-1条)。
- 5. 特許庁が、登録出願の拒絶をもたらすと考える場合は、拒絶を決定する前に、意図された決定及びその事情を出願人に通知して、意見を提出する機会を与える旨が新たに規定された(第 26-1 条)。

そして、特許庁の決定に対して説明する機会を出願人に与えるため、口頭手続きのために出願人を召喚できる旨が新たに規定された(第26-2条)。

- 6. 公開非排他的ライセンスに関する規定が新たに設けられ、公開非排他的ライセンスの定義、公開非排他的ライセンスを付与できる条件等が規定された(第 43-1 条)。
- 7. 実用新案所有者を相手として、登録の取消を求めて提起することができる場合が列挙され、明確にされた(第 47 条)。
- 8. 考案者の人格権の侵害に関する規定が新たに設けられ(第 57-1 条), そのための手続きに適用される法令が明記された(第 57-2 条)。

改正内容:

・担当大臣の変更

「経済通信大臣」が「法務大臣」に変更になった。

・実用新案の対象

実用新案の対象が、「発明」から「考案」に改正された。

・第5条 (実用新案の法的保護)

(1) 「実用新案とは、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有する発明をいう。」と規定されていたが、「実用新案とは、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有する考案をいう。」に改正された。

その他, (2)及び(3)において,「発明」が「考案」に変更された。

- (4) 「実用新案<u>についての</u>法的保護の範囲は,実用新案クレームの<u>文言</u>によって決定する。」 と規定されていたが,「実用新案<u>として法的保護を得た考案は開示され,当該</u>法的保護の範囲は,実用新案クレームの内容によって決定する。」に改正された。
- (5) 「装置,方法及び材料は,実用新案としての保護を受けることができる。<u>実用新案の</u> 法的保護の範囲は,実用新案クレームの文言によって決定する。」と改正され,下線部が加 えられた。

・第7条 (新規性,進歩性及び産業上の利用可能性)

(1) 新規性, (2) グレースピリオド,及び(3) 進歩性についての規定がより明確になるよう文言が改正されると共に,「発明」が「考案」に変更された。なお,規定の基本的事項についての変更はない。

・第10条 (優先権)

(3) 優先権主張を確定するため、当該優先権主張の基礎とされた先の出願の条件が規定されていたが廃止された。

・第16-1条 (仮保護)

- (1) 「<u>発明</u>には、登録出願日から<u>登録事項の記入に関する</u>通知が特許庁の公報に公告される日まで、仮保護を与えるものとする。」と規定されていたが、「<u>考案</u>には、登録出願日から<u>実用新案の登録</u>通知が特許庁の公報に公告される日まで、仮保護を与えるものとする。」と規定され、下線部が改正された。
- (2)及び(3)「発明」が「考案」に変更され、「登録事項の記入に関する通知」が「<u>実用新</u>案の登録通知」に改正された。

・第 17 条 (登録出願)

(5) 最後の一文として「実用新案登録出願における考案の名称及び考案の要約は、エストニア語及び英語により提出しなければならない。」なる規定が加えられた。

第18条 (登録出願書類の提出)

(2) 「国の手数料の納付期間は、延長することも回復することもができない。」と規定され、

下線部が削除された。

・第 18-1 条 (実用新案の法的保護に関する手続の遂行における代理)

- (1) 特許代理人法の条文番号等の記載が削除された。
- (3) 末文に「共通の代表者は、<u>登録出願の移転</u>を除き、<u>登録出願の処理</u>に関するすべての 手続を共同出願人の名義で行う権利を有する。」と規定されていたが、「共通の代表者は、 共通の代表者に付与された権限から別途得られる場合を除き、<u>実用新案の法的保護</u>に関す るすべての手続を共同出願人の名義で行う権利を有する。」に改正された。

・第19条 (特許出願に基づく登録出願)

- (1) 「<u>特許庁が処理中である</u>,同一の発明に関する登録をすることができる。」と規定されていたが,「<u>特許出願をした者は,第5条から第9条に規定される制限を考慮して</u>,同一の発明に関する登録をすることができる。」に改正された。
- (2)-(3) 全面改正され, (2) において, それが生じる前に登録出願をしなければならない事由が列挙され, (3) において, 単一の一般的発明概念に関する発明の組合せを含む特許出願の場合は, その組合せに含まれる各発明に関して, 個別に登録出願を提出することができる旨が規定された。なお, 新たに設けられた(4) は, 旧(2) の規定と同じである。

・第20条 (登録出願日の確定及び登録出願の処理のための受理)

- (1) 登録出願日を確定する要素の1つとして,2)に 「出願人の身元の確認又は特許庁からの出願人への連絡を可能にする<u>表示</u>」と規定されていたが,「出願人の<u>名称及び宛先</u>又は特許庁の通知を出願人に送付することを可能にするその他の詳細」に改正された。
- (2) 特許庁は、受領した書類を検討して、実用新案登録出願の要素のうちのあるものが当該書類一式から欠落していると認めた場合は、<u>欠落している要素は、特許庁の通知日から2月以内に提出しなければならない</u>旨を規定し、欠落要素を提出する期限を明確にした。
- (5) 出願人は、欠落部分を登録出願に追加することを希望する場合は、特許庁から通知されたか否かに拘らず、登録出願日から2月以内に欠落部分を提出しなければならないが、「欠落部分が後日提出される場合には、登録出願の処理に際してこれを考慮せず、欠落部分を受領した日を新たな登録日として確定する」と改正され、下線部が加えられた。
- (8) 「特許庁の通知に記載する不備を<u>定められた期間内</u>に除去すること」と規定されていたが,「<u>特許庁の通知日から2月以内</u>に除去すること」に改正された。

第21条 (登録出願の処理)

(1) 特許庁が,登録出願処理の過程で確認しなければならない事項として,「5-1)登録出願が第5条(2),第6条,第7条(4)及び第8条を遵守しているか否か」が新たに加えられた。

- (1-1) 「特許庁は,第 21-1 条に基づいて考案に関する技術水準の調査を実施する。」なる 規定が新たに定められた。
- (2) 規定の内容を明確にするため「(1)に定める確認又は<u>第 21-1 条による技術水準調査の</u>実施により,ある書類が登録出願から欠落していること又は書類の様式若しくは内容に関して不備が存在することが確かめられた場合,又は技術水準調査の実施を含む登録出願の処理について書類の内容が不十分である又は不明瞭である場合は,特許庁は,その旨を出願人に書面をもって通知し,かつ,不備を除去し又は説明を提出するための 2 月から 4 月までの期間,又は例外的に 6 月の期間を定めるものとする。定められた期間の満了日の 1 月前までに,出願人は,説明を提供するために第 26-2 条(2)に基づいて口頭手続を申請することができる。」と規定され,下線部が改正された。
- (3) 規定の内容を明確にするため「正当な根拠がある場合は、出願人は、特許庁が設定した期間であって、(2)に明記される6月を超えない期間の延長を請求することができる。期間延長の請求は、(2) <u>に明記される期間の満了前</u>に、特許庁に提出しなければならない。期間延長<u>付与</u>に関する特許庁の決定は、最終的なもの<u>となる</u>。」と規定され、下線部が改正された。
- (4) 「登録出願が第5条(2), 第6条, <u>第7条(4)</u>, <u>第8条</u>及び第17条の規定を遵守している場合は、…」と規定され、「第7条(4), 第8条」が加えられた。
- (5) ほぼ全面的に改正され、実用新案の登録を拒絶し、登録出願を却下する決定を行う場合を、より具体的に列挙した。

・第21-1条 (技術水準の調査) (新設)

考案の技術水準の調査について、より具体的には、クレームが技術水準を確認する際に 考慮されること、調査報告を作成すること、調査報告の内容及び様式等について新たに規 定された。

・第22条 登録出願処理の停止及び再開

期限内に応答せず、口頭手続等もしなかった場合の特許庁の処置について、規定の内容 を明確にするため、(1)、(3)、(4)が以下のように改正された。

- (1) 「出願人が、特許庁が本法により定めた<u>期限内に措置を講じず、第 21 条(2)に基づいて説明を提供するための口頭手続を申請しなかった</u>場合、又は合意された時期に正当な理由なく口頭手続に出頭しなかった場合には、特許庁は、登録出願の処理を停止し、かつ、その旨を出願人に書面をもって通知する。」と規定され、下線部が改正された。
- (3) 「(1)により処理が停止されている登録出願の処理は、登録出願手続の通知日から2月以内に出願人が所定の措置を講じたとき、又は口頭手続に出頭しなかった場合は新たな口頭手続の時期を提案し、国の手数料を納付し、更に納付した国の手数料についての情報を提示したときに再開するものとする。」と規定され、下線部が改正された。

- (4) 「(2)により処理が停止された登録出願の処理は、<u>出願人が優先権主張を証明する書類を提出したとき、又は出願人が優先権主張を証明する書類を提出しなかった場合は</u>、優先日から16月の経過後に、再開する。…」と規定され、下線部が改正された。
- (5)「登録出願の処理は,1回に限り,(1)及び(3)により停止及び再開をすることができる。」と規定されていたが、廃止された。

・第23条 (登録出願の訂正及び補正)

- (2-1) 「考案を変更する訂正及び補正の場合は、特許庁は、出願人に当該訂正及び補正を取り下げるよう提案し、この目的のために2月から4月の期間を与えるものとする。」 なる規定が新たに定められた。
- (4) 特許庁が出願人の承認を得ないで行うことができる事項に関し、「処理の過程において、特許庁は、考案の説明、実用新案クレーム又は図面における場合を除き、出願人の承認を得ずに、登録出願書類における明白な誤りを訂正し、過剰なデータを削除し、文言に関する訂正を行うことができる。考案の要約は、出願人の承認を得ないで変更することができる。」と規定され、下線部が改正された。

・第24条 (登録出願の取下)

- (1) 「出願人は、登録出願の取下を請求することができ、また、<u>係属中</u>の登録出願を取り下げることができる。<u>登録出願の取下日は、当該登録出願の取下請求が特許庁に到達した</u>日とする。登録出願書類は返還されない。」と規定され、下線部が改正された。
- (3) 特許庁が、登録出願が取下げられたものとみなす事由として、「1) 特許庁が第22条(1) により登録出願の処理を停止しており、当該処理を第22条(3)により再開することができないこと、又は
- 2) 出願人が<u>,第 18 条(2)に指定された 2 月の期間内に若しくは欧州特許付与に関する協定の施行法第 11 条(7)で指定された 1 月の期間内に所定の国の手数料を納付しなかったこと,又は国の手数料を納付している場合において,上記の期間内に国の手数料の納付を証明する情報を提出しなかったこと」と規定され,下線部が改正され,2)について規定の内容がより具体的かつ明瞭になった。</u>

・第26条 登録出願処理の再開

- (1) 「特許庁が第 24 条 (3) 1) 又は 2) に従い,登録出願は取り下げられたと<u>みなして</u>登録出願の処理<u>手続</u>を終結させた場合は,出願人は,<u>措置を講じなかったこと</u>が不可抗力又は出願人若しくは出願人<u>の</u>代理人<u>の支配を超える</u>他の障害によるものであったことを条件として,登録出願の処理の再開を請求することができる。」と規定され,下線部が改正された。
- (2) 「出願人が、手続再開の請求書を提出し、不可抗力又は出願人若しくは出願人の代理人の支配を超える他の障害が存在したことを証明し、かつ、障害が消滅してから2月以内

に所定の<u>措置を講じ</u>,所定の期間内に国の手数料を納付し,かつ,国の手数料の納付を証明する<u>情報</u>を提出したときは,特許庁は,登録出願の処理を再開するものとする。」と規定され,「<u>手続再開の請求書を提出し</u>,不可抗力又は出願人若しくは出願人の代理人の支配を<u>超える他の</u>障害が存在したことを証明し」なる部分が加えられ,登録出願の処理を再開する条件が明確にされた。

(4) が廃止された。

・第26-1条 (出願人の意見提出権) (新設)

出願人の意見提出権に係る規定が新たに設けられ、拒絶理由に対する応答の機会、書面 又は口頭による意見の提出期限等に関する規定が定められた。

・第26-2条 (特許庁の決定に対する訴え)(新設)

特許庁の拒絶理由に対して、(1) 特許庁は、登録出願についての説明を提供するため、 又は登録出願に関連する問題を解決するために、特許庁における口頭手続に出願人を召 喚することができ、(2) 出願人は、登録出願についての説明を提供するための口頭手続 を申請することができ、書面による請求は、出願人が説明しようとする事情を提示する 等、口頭弁論の実施について詳細な規定が設けられた。

・第27条 (特許庁の決定に対する不服申立)

(1) 出願人が、本法に基づいて行われた特許庁の決定に対して不服を申し立てることができる対象から、行政裁判所が削除され、審判委員会のみとなった。

・第28条 (登録出願処理の終了)

「登録出願<u>手続</u>は,実用新案登録<u>の効力発生日</u>又は登録出願の拒絶<u>日</u>をもって終了する。」と規定され,下線部が改正された。

第31条 (実用新案登録簿)

(1) 「本法及び工業所有権法基本規則に基づき、かつ、これらの法律に規定する手続に従って、実用新案登録簿が維持される。」と規定され、下線部が改正された。

第32条 (実用新案の登録簿への登録)

(4) 「登録簿記入は、特許庁の実用新案を登録する旨の決定に基づき、第 21 条(4)に従って行い、又は第 27 条に定める場合においては、特許庁の実用新案を登録する旨の決定に基づき、工業所有権法の基本規則第 63 条(1)に基づく不服申立に関する審判委員会の決定若しくは裁判所の決定に従って行うものとする。出願人は、登録記入の効力発生の延期を請求することができるが、延期期間は優先日から 18 月を超えてはならない。この請求は、登

録出願のとき<u>又は特許庁が実用新案を登録する旨の決定の前の登録出願手続中に行うこと</u>ができる。」と規定され、下線部が改正された。

- (5) 登録事項として, 20)技術水準の調査日,及び 21)調査報告の発効日が新たに規定された。
- (8) 「特許庁は、登録を記入した後、実用新案登録の通知、実用新案明細書及び調査報告をその公報に公告する。通知の公告日は登録簿に記入する。」と規定され、下線部が改正された。

・第33条 (登録簿記入事項の閲覧及び提供)

(2) 「登録ファイルを閲覧するため又は登録簿の謄本若しくはプリントアウトを<u>受領する</u>ためには、書類の各ファイル、謄本又はプリントアウトに係る国の手数料の納付に関する情報を添えて、請求書を提出しなければならない。出願人、実用新案所有者及び考案者は、自己の実用新案登録ファイル<u>を無料で閲覧することができる。その他の者は、所定の者が許可する場合は、登録簿</u>を無料で閲覧することができる。」と規定され、下線部が改正された。

・第34条 (登録の有効期間)

- (2) 「登録有効期間について, 第1回目に4年間, その後更に2年間延長することができる。<u>登録を延長するためには, 国の手数料を納付しなければならない。</u>」と規定され, 下線部が改正された。
- (5) 「国の手数料は、特許庁が国の手数料の納付を証明する書類を受領した場合に、納付されたとみなす。」との規定が廃止された。
- (6) 不可抗力により又は実用新案の所有者若しくはその代理人の支配を超える障害により,登録の有効期間に係る国の手数料が納付されない場合にも,登録の有効期間は延長される旨の規定が新たに設けられた。

・第34-1条 (国の手数料の納付)(新設)

国の手数料の納付に関する規定が新たに定められ、納付された国の手数料に関する情報が特許庁に提出された場合は、国の手数料は納付されたとみなされる等の規定が設けられた。

・第36条 (実用新案の補正)

(3) 「実用新案所有者は、登録事項の記入に関する通知の公告の後 1 年以内に、明白な誤 記及び実用新案の法的保護の範囲を制限している計算の誤りを訂正するための補正を特許 庁に請求することができる。」と規定されていたが「実用新案所有者は、実用新案の法的保 護の範囲を制限している明白な誤記及び計算の誤りを訂正するために、実用新案登録通知 <u>の公告の後1年以内に</u>特許庁に請求<u>を提出</u>することができる。」と規定され、下線部が改正された。

・第41条 (登録出願の移転)

(3) 「登録<u>出願</u>における出願人の事項を補正するためには、出願人又は登録出願の移転を受けた者は、その旨の申請書及び国の手数料の納付を証明する書類を特許庁に提出しなければならない。登録出願の移転を受けた者が申請するときは、当該人は、移転を証明する信頼できる書類を申請書に同封しなければならない。」と規定され、下線部が改正された。

・第42条 (実用新案の移転)

(3) 「登録における実用新案所有者に関する事項を補正するためには、実用新案所有者又は実用新案の移転を受けた者は、その旨の<u>申請書</u>及び国の手数料の納付を証明する書類を特許庁に提出しなければならない。実用新案の移転を受けた者が<u>申請</u>するときは、当該人は、移転を証明する<u>信頼できる書類を請求書に同封</u>しなければならない。」と規定され、旧規則の「移転を証明する書類又はその認証謄本を請求書に添付しなければならない。動産に対する登録担保が設定されている実用新案の移転の場合は、質権者の書面による承諾を請求書に添付しなければならない。」を「移転を証明する<u>信頼できる書類を請求書に同封</u>しなければならない。」を「移転を証明する<u>信頼できる書類を請求書に同封</u>しなければならない。」に改正した。

第43条 (ライセンス)

(1) 「実用新案所有者(ライセンサー)は、ライセンス契約書により、第 14 条(1)に列挙する実用新案所有者に属する権利の部分的<u>若しくは全面的な商業目的の行使、又は第 43-1 条に従い特許庁を経由する公開非排他的ライセンスの付与の通知を、</u>他人(ライセンシー)に許諾することができる。」と規定し、下線部分を改正した。

第43-1条 (公開非排他的ライセンス) (新設)

公開非排他的ライセンスに関する規定が新たに定められ、(1) 公開非排他的ライセンスとは、実用新案所有者が設定するライセンス料を実用新案所有者に支払う者に対して付与されるライセンスをいう、と規定され、(2) 公開非排他的ライセンスは、同一の実用新案に関して先の有効ライセンスが登録簿に登録されていないことを条件に、付与することができ、(3) 公開非排他的ライセンス付与のためには、実用新案所有者は、公開非排他的ライセンスの登録申請を特許庁に提出し、かつ、国の手数料を納付しなければならない、と規定された。

また、(4) \sim (12) に、公開非排他的ライセンスの申請等、手続きに関する規定が定められた。

・第47条 (実用新案に係る係争)

- (1) 実用新案所有者を相手として、登録の取消を求めて訴訟を提起することができる場合が、以下のように明確に列挙された。
- 1) 登録実用新案が第5条から第9条までを遵守していないこと
- 2) 考案が十分に正確かつ明瞭に説明において記載されていないこと,又は
- 3) 考案が元の登録出願において開示された考案と一致しないこと」

・第48条 (考案者の権利の保護)

(1) 「実用新案の考案者<u>又は考案者が死亡した場合は考案者の承継人</u>は,期間の制限を受けることなく,第 12 条(7)に規定した権利の侵害<u>の場合</u>及び考案者としての地位から生じるそれ以外の<u>非経済的</u>紛争を解決するために,裁判所に訴訟を提起することができる。」と規定され<u>,考案者が死亡した場合は考案者の承継人</u>が裁判所に訴訟を提起することができる旨が規定された。

・第49条 (出願人の権利の保護)

- (1) 「出願人は,第27条に<u>従って,</u>特許庁の決定に対して<u>審判委員会に</u>不服を申し立てる ことができる。」と規定され,行政裁判所に提起できるとする規定が削除された。
- (2) 「出願人は、審判委員会の決定に合意しないときは、決定が公表された日から 3 月以内に県裁判所に不服を申し立て、その決定について争うことができる。」と規定され、下線部が改正された。

・第50条 (実用新案所有者の権利の保護)

- (5) 「実用新案の登録通知の公告に先立つ排他権の侵害があったときは、訴訟の提起は、
- (4)に指定した期間内又は<u>実用新案の</u>登録通知の<u>公告日</u>から1年以内のうちの何れか<u>遅い方</u>に基づいてしなければならない。」と規定され、下線部が改正された。

第51条 (その他の者の権利の保護)

- (1) 「登録出願が行われる前に善意で<u>考案</u>を実施していた者は、自己の先使用権の確認を 求める訴訟を提起することができる。<u>裁判所は、申立に基づく手続により出願を審理する。</u>」 と規定され、下線部が改正された。
- (5) 「…<u>申立に係る排他権の侵害を判断する裁判所は、違反容疑者の請求に基づいて、</u>登録取消を求める訴訟に関する手続が行われている間は、実用新案所有者の排他権の侵害に係る訴訟、軽罪又は刑事事件に関する手続<u>を停止することができる。停止の前提条件として、裁判所は、登録が引き続き有効であることを条件として、実用新案所有者に生じる可能性のある損害に対する補償のための担保を要求することができる。」と規定され、下線部</u>

が改正された。

・第52条 (実用新案に関連する紛争の審理手続)

- (2) 「第 45 条から第 48 条まで, 第 51 条(1), (2), (4)及び(5)にいう訴訟<u>及び申立</u>並びに 第 49 条にいう不服申立は, 特許庁所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。第 50 条, 第 51 条(3)及び第 52-1 条にいう訴訟は, その<u>侵害</u>の発生地を管轄する<u>県</u>裁判所の管轄に属する。WTO 協定の付属書 1C である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定<u>第 50 条にいう暫</u>定措置の実施は, その侵害の発生地を管轄する県裁判所の管轄に属する。」と規定され,下線部が改正された。
- (3) 民事訴訟法の法律番号等の記載が削除された。
- (4) 裁判所は、請求原因陳述書が本法に従って審判委員会が解決する対象である不服申立のみに係るものであり、かつ、審判委員会が未だ当該不服申立の審査をしていないときは、当該陳述書の審理を拒絶することができる、との規定が廃止された。

・第53条 (請求原因陳述書が提出されたときの裁判所の行為)

(2) 最後の一文で規定されていた「必要な場合は、裁判所は、原告に対し、訴訟を却下した場合に被告の損害を補償するための担保を要求することができる。」が削除された。

・第54条 (特許庁の参加)

- (1) 審判委員会の決定に対する不服申立が行政裁判所に提起された場合は、特許庁は、第三者としてその手続に参加することができる、との規定が廃止された。
- ・第55条 (実用新案の分野に<u>関連する司法上の</u>紛争を解決するときの代理人) 表題が上記のように改正された。

・第57-1条 考案者の人格権の侵害(新設)

考案者の人格権の侵害に関する規定が新たに制定され、(1) 第 12 条(7) に定める考案者の人格権侵害は、300 罰金単位以下の罰金に処する、及び(2) 同一の行為を法人が犯した場合には、32,000 ユーロ以下の罰金に処する、と規定された。

・第 57-2 条 手続(新設)

手続に関する規定が新たに制定され,(1)刑法総則及び軽罪手続法の規定は,本法第57-1条に定める軽罪に適用する,及び(2)本法第57-1条に定める裁判外の軽罪手続は,警察管轄権によって実施される,と規定された。

・第58条 本法の施行期日

(4) 「第10条(2) <u>定める</u>優先権を確立するための基礎は、本法施行後に行われる特許出願及び登録出願に限定することができる。」と規定され、第10条(3)が削除された。

• 第59条 移行規定(新設)

移行規定が新たに制定され,第 21-1 条は,第 21 条(4)に従って実用新案を登録する決定又は同条(5)に従って登録出願を拒絶する決定が第 21-1 条の効力発生日までになされていない,第 21-1 条の効力発生前に受理されたすべての登録出願にも適用する,と規定された。